1

每週月.水.金曜日発行

富山県報

号 外(4)

目 次 告 示 ○保安林の指定施業要件の変更予定 1 ○指定障害福祉サービス事業の廃止 2 ○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧 3 ○都市計画事業の事業計画の変更認可 4 公安委員会告示 ○富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正 5 海区漁業調整委員会告示 ○富山海区漁業調整委員会の会議等に関する規程の一部改正 7 ○富山海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正 8 公 ○公共測量の終了 13 ○富山県警察ネットワーク端末等設定業務委託に係る一般競争入札の実施 17 ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 20 ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出 24 ○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 25

> ····· 告 示

富山県告示第143号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の 通知があったので、森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する 同法第30条の規定により告示する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 富山県中新川郡立山町座主坊字蛇貫83の丙、86の2、87、88の甲から88の丙

まで、89から94まで、95の甲から95の丙まで、96の甲、96の乙、97の甲から97の戊まで、字中ノ谷98の1から98の4まで、99の1、100の1、101から107、108の甲から108の丙まで、109、110の1から110の3、110の甲、111の甲、111の乙、111の丁、111の己、112の1、112の3、113の甲、113の乙、113の丁、114の甲、114の乙、115の甲、115の乙1、115の乙2、116の甲から116の戊まで、117の甲から117の戊まで、118の甲、119の甲から119の丙、120、121、122の甲、122の乙、123、124の甲、125、127の甲、字大谷126の甲、126の乙、127の乙、128の甲、128の乙、129、130、131の1から131の9まで、132の甲から132の丙まで、133の甲、133の乙、134の甲から134の戊まで、134の辛、栃津字滝谷152の2、字中尾155、156の1、156の2、157の1、157の2、158の1から158の4まで、159

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐にかかる伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村 に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び立山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第144号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

3

令和3年3月26日

富山県知事 新田八朗

指定障害福祉サービス	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業	
の種類	光山十万 II	ず 未川留り	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
短期入所	令和3年1 月31日	1610700161	アイ福祉サ ポート株式 会社	黒部市生地 芦区34番地	富山型デイ サービスし ばんばの里 「こもれび」	黒部市生地 芦区34番地

富山県告示第145号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第1項の規定により県営芹谷野2期地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 縦覧に供すべき書類 県営芹谷野 2 期地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 令和3年3月26日から 令和3年4月23日まで
- 3 縦覧の場所

高岡市役所、射水市役所、砺波市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画(以下「計画」という。)については、土地改良法第87 条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、 富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法(昭和37年法 律第 139号)第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと(1の審

査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと) を知 った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において 富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この計画の取消しの訴え を提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算 して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができま せん。

富山県告示第146号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の 事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第 1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 \blacksquare 八 朗

- 施行者の名称 1
 - 富山市
- 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画公園事業

- 5・6・205号 呉羽山公園
- 3 事業地

収用の部分 昭和37年建設省告示第 701号、昭和45年富山県告示第 306号、昭 和47年富山県告示第 864号、昭和49年富山県告示第 149号、昭和 51年富山県告示第 266号、昭和56年富山県告示第 339号、昭和61 年富山県告示第 509号、平成元年富山県告示第 936号、平成11年 富山県告示第 162号及び平成16年富山県告示第 126号の事業地の うち富山市五福字大平地内において事業地を変更し、富山市呉羽 町字滑崩、呉羽町字山ノ下、呉羽町字浦山を加える。

使用の部分 なし

4 事業施行期間

昭和36年4月1日から令和6年3月31日まで

富山県告示第147号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の 事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第 1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 八 H 朗

- 1 施行者の名称 富山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 富山高岡広域都市計画公園事業 5 · 7 · 201号 城山公園
- 3 事業地

収用の部分 昭和42年建設省告示第1078号、昭和46年富山県告示第95号、昭和 47年富山県告示第1227号、昭和51年富山県告示第 272号、昭和61年富 山県告示第 510号、平成13年富山県告示第 166号、平成14年富山県告 示第 337号、平成29年富山県告示第 149号の事業地に、富山市茶屋町 字浦山を加える。

使用の部分 なし

4 事業施行期間

昭和42年3月31日から令和6年3月31日まで

富山県公安委員会告示第36号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について 富山県公安委員会が行う交通規制について(昭和46年富山県公安委員会告示第 125号)の一部を次のように改正し、令和3年3月26日から施行する。

令和3年3月26日

富山県公安委員会

委員長 麦 野 英 順

別表第1 (1) 通行禁止

滑川市の項第42号を次のように改める。

42 削除

富山市の項第34号を次のように改める。

34	市道 区画街路 第 905号線	富山市安野屋町二丁目5- 20先から 同 安野屋町三丁目4- 18先まで	270		大型等 (マイび路) は は は は は は は は は は は に と が は に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	大型車
----	-----------------------	---	-----	--	---	-----

別表第1 (2) 踏切道の通行禁止

滑川市の項第6号を次のように改める。

6	削除		

別表第1 (3) 一方通行

富山市の項第 297号の次に次の1号を加える。

氷見市の項第31号の次に次の1号を加える。

32	氷見市幸町17-1 先北西約 150m交差点から同市鞍川43-1 先交差点までに至る市道は、同順路の進行方向の一方通行とする。	270	終日	自動車原付
----	---	-----	----	-------

別表第4 (1) 普通自転車の歩道通行可

砺波市の項第18号の次に次の2号を加える

19	国道359号	砺波市頼成 から	199先三合交差点	片側	2,500	終日	
		同 坪野	524先まで		,		
20	国道359号	交差点から	133先賴成(北) 134-1 先久泉交	片側	2,000	終日	

別表第5 最高速度の指定

砺波市の項第142号の次に次の1号を加える。

		厉波市五郎丸 581先雨	有東交差			
		京 司 五郎丸 610先右 京	 化側交差			
143	市道	R 司 苗加 550-9 5 司 五郎丸 551-1 泛差点 司 五郎丸 551-1 泛差点 司 五郎丸 537-1 則交差点 と結ぶ道路で囲まれ7	0先東側 2,340 1先西側 2 先南西	終日	30	
		と指ふ垣路(囲まれり D道路				

別表第8 車両の駐車の禁止

富山市の項第613号の次に次の1号を加える。

614 市道	富山市米田字眞免田40-3先 東富山駅東口ロータリー入口 交差点から 同 米田字眞免田 109-1 先東富山駅東口ロータリー出 口交差点まで	62	終日	自動車原付	
--------	---	----	----	-------	--

富山海区漁業調整委員会告示第1号

富山海区漁業調整委員会の会議等に関する規程の一部改正について

富山海区漁業調整委員会の会議等に関する規程(昭和39年富山海区漁業調整委員 会告示第29号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

富山海区漁業調整委員会

会 長 大 西 武 彦

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう

に改正する。

改正後	改正前
(会長代理の設置)	(会長代理の設置)
第3条 令 <u>第13条第2項</u> の規定により	第3条 令 <u>第3条第2項</u> の規定により
委員会に会長代理1人を置く。	委員会に会長代理1人を置く。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

富山海区漁業調整委員会告示第2号

富山海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について

富山海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程(平成6年富山海区漁業調整委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

富山海区漁業調整委員会

会長大 西 武 彦

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(趣旨)
第1条 富山海区漁業調整委員会(以下
「委員会」という。)が行う漁業法(昭
和24年法律第 267号。以下「法」と
いう。) <u>第69条第1項、第86条第1項</u>
(免許後に条件を付ける場合に限
る。)、第89条第1項、第92条第1項
及び第2項並びに第93条第1項(これ
らの規程を法第88条第4項(同条第5
項において準用する場合を含む。)に
おいて準用する場合を含む。)、第
_116条第2項及び第3項並びに第 177

条第14項において準用する同条第6項

改正後

改正前

(趣旨)

第1条 富山海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が行う漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第10条、第34条第4項、第37条第1項、第38条第1項並びに第39条第1項、第2項及び第13項(第36条第3項において準用する場合を含む。)並びに第38条第3項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令(昭和25年政令第30号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この規程に定めるところ

の規定による処分に係る意見の聴取の 手続については、法及び漁業法施行令 (昭和25年政令第30号。以下「令」と いう。) に定めるもののほか、この規 程に定めるところによる。

(開催の決定)

第2条 委員会において、意見の聴取 第2条 委員会において、意見の聴取 (法第69条第1項の規定による処分に 係る意見の聴取を除く。第13条及び第 14条を除き以下同じ。)を行おうとす るときは、あらかじめその決議をしな ければならない。

(期日及び案件の公示)

- 第4条 委員会は、意見の聴取を行おう 第4条 委員会は、意見の聴取を行おう とするときは、意見の聴取を行うべき 期日の2週間前までに、令第9条第1 項において準用する行政手続法(平成 5年法律第88号。以下「手続法」とい う。)第15条第1項第1号から第3号 までに掲げる事項を公示する。
- 2 (略)

(意見の聴取の期日の変更)

第5条 (略)

- 2 委員会は、前項の申立てにより又は 2 委員会は、前項の申立てにより又は 職権で、意見の聴取の期日を変更する ことができる。
- 3 委員会は、前項の規定により意見の 3 委員会は、前項の規定により意見の 聴取の期日を変更したときは、速やか に、その旨を当事者及び参加人(意見 の聴取の期日を変更した時までに令第 9条第1項において準用する手続法第 17条第1項の求めを受諾し、又は同項 の許可を受けている者に限る。) に通 知しなければならない。

(参加人の参加許可の手続)

による。

(開催の決定)

(法第10条の規定による処分に係る意 見の聴取を除く。第14条及び第15条を 除き以下同じ。)を行おうとするとき は、あらかじめその決議をしなければ ならない。

(期日及び案件の公示)

- とするときは、意見の聴取を行うべき 期日の2週間前までに、令第1条の2 において準用する行政手続法(平成5 年法律第88号。以下「手続法」とい う。) 第15条第1項第1号から第3号 までに掲げる事項を公示する。
- 2 (略)

(意見の聴取の期日の変更)

第5条 (略)

- 職権で意見の聴取の期日を変更するこ とができる。
- 聴取の期日を変更したときは、速やか に、その旨を当事者及び参加人(意見 の聴取の期日を変更した時までに令第 1条の2において準用する手続法第17 条第1項の求めを受諾し、又は同項の 許可を受けている者に限る。) に通知 しなければならない。

(参加人の参加許可の手続)

第7条 令第9条第1項において準用す 第7条 令第1条の2において準用する

る手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所<u>(削</u>除)、並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

(削除)

手続法第17条第1項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の10日前までに、申請者の氏名及び住所を記載し、並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する書面を提出してするものとする。

(文書等閲覧の手続)

第8条 法第34条第7項(第36条第3

項、第37条第4項、第38条第5項並び に第39条第4項及び第14項において準 用する場合を含む。)の規定による閲 覧の請求は、請求者の氏名及び住所並 びに閲覧をしようとする資料の標目を 記載した書面を提出してするものとす る。ただし、意見の聴取の期日におけ る審理の進行に応じて当該閲覧の請求 が必要となった場合については、口頭 ですることができるものとする。

- 2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条、第11条第3項及び第12条第2項において「当事者等」という。)に対し閲覧を認めたときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は意見の聴取を行うべき期日までに当事者等にじゅうぶんな弁明の準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。
- 3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理で当該資料を閲覧させることができないときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第34条第7項後段(第36条第3

(補佐人の出頭許可の手続)

第8条 令第9条第1項において準用す|第9条 令第1条の2において準用する る手続法第20条第3項の規定による許 可の申請は、意見の聴取の期日の10日 前までに、補佐人の氏名及び住所、補 佐人と当事者又は参加人との関係並び に補佐人が補佐する事項を記載した書 面を提出してするものとする。

2 (略)

(陳述書の記載事項)

る手続法第21条第1項に規定する陳述 書には、提出する者の氏名及び住所、 意見の聴取の件名並びに陳述書に係る 事案についての意見を記載するものと する。

(意見の聴取の調書及び報告書の記載 事項)

第10条 令第9条第1項において準用す **第11条** 令第1条の2において準用する る手続法第24条第1項に規定する調書 には、次に掲げる事項(意見の聴取の 期日における審理が行われなかった場 合においては、第3号に掲げる事項を 除く。)を記載するものとする。

 $(1)\sim(4)$ (略)

陳述書における弁明を含む。)

 $(6)\sim(7)$ (略)

2 (略)

3 令第9条第1項において準用する手 3 令第1条の2において準用する手続 続法第24条第3項に規定する報告書に は、次に掲げる事項を記載するものと する。

項、第37条第4項、第38条第5項並び に第39条第4項及び第14項において準 用する場合を含む。) の規定によりそ の閲覧を拒んだ場合はこの限りでな V 10

(補佐人の出頭許可の手続)

手続法第20条第3項の規定による許可 の申請は、意見の聴取の期日の10日前 までに、補佐人の氏名及び住所、補佐 人と当事者又は参加人との関係並びに 補佐人が補佐する事項を記載した書面 を提出してするものとする。

2 (略)

(弁明書の記載事項)

第9条 令第9条第1項において準用す | 第10条 令第1条の2において準用する 手続法第21条第1項に規定する弁明書 には、提出する者の氏名及び住所、意 見の聴取の件名並びに当該事案につい ての意見を記載するものとする。

> (意見の聴取の調書及び報告書の記載 事項)

> 手続法第24条第1項に規定する調書に は、次に掲げる事項(意見の聴取の期 日における審理が行われなかった場合 においては、第3号に掲げる事項を除 く。) を記載するものとする。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 当事者等の陳述の要旨(提出された (5) 当事者等の弁明の要旨(提出された 弁明書における弁明を含む。)

 $(6)\sim(7)$ (略)

2 (略)

法第24条第3項に規定する報告書に は、次に掲げる事項を記載するものと する。

|(1) 処分の原因となる事実に対する当事 |(1) 処分の原因となる事実に対する当事 者及び当該不利益処分がされた場合に 自己の利益を害されることとなる参加 人の主張

 $(2)\sim(3)$ (略)

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧 の手続)

第11条 令第9条第1項において準用す る手続法第24条第4項の規定による閲 覧の請求は、請求者の氏名及び住所並 びに閲覧をしようとする意見の聴取の 調書又は報告書の件名を記載した書面 を提出してするものとする。

2 (略)

(意見の聴取の再開)

第12条 委員会は、意見の聴取の終結後 第13条 委員会は、意見の聴取の終結後 に生じた事情に鑑み必要があると認め るときは意見の聴取を再開することが できる。令第9条第1項において準用 する手続法第22条第2項本文及び第3 項の規定は、この場合について準用す る。

(令の準用)

第13条 令第9条第1項において準用す | 第14条 令第1条の2において準用する る手続法第15条 (第2項第2号を除 く。)、第16条、第21条、第23条及び 第24条第1項から第3項までの規定 は、法第69条第1項の規定による処分 に係る意見の聴取に準用する。この場 合において、手続法第21条第1項中 「当事者又は参加人」とあるのは「当 事者」と、手続法第23条第1項中「陳 述書若しくは証拠書類等を提出しない 場合、又は参加人の全部若しくは一部 の聴聞の期日に出頭しない場合には、」 とあるのは「弁明書若しくは証拠を提 出しない場合、」と、手続法第24条中

者等の主張

 $(2)\sim(3)$ (略)

(意見の聴取の調書及び報告書の閲覧 の手続)

|第12条 令第1条の2において準用する 手続法第24条第4項の規定による閲覧 の請求は、請求者の氏名及び住所並び に閲覧をしようとする意見の聴取の調 書又は報告書の件名を記載した書面を 提出してするものとする。

2 (略)

(意見の聴取の再開)

に生じた事情にかんがみ必要があると 認めるときは意見の聴取を再開するこ とができる。令第1条の2において準 用する手続法第22条第2項本文及び第 3項の規定は、この場合について準用 する。

(令の準用)

手続法第15条(第2項第2号を除 く。)、第16条、第21条、第23条及び 第24条第1項から第3項までの規定 は、法第10条の規定による処分に係る 意見の聴取に準用する。この場合にお いて、手続法第21条第1項中「当事者 又は参加人」とあるのは「当事者」 と、手続法第23条第1項中「陳述書若 しくは証拠書類等を提出しない場合、 又は参加人の全部若しくは一部が聴聞 の期日に出頭しない場合には、」とあ るのは「弁明書若しくは証拠を提出し ない場合、」と、手続法第24条中「当

「当事者及び参加人」とあるのは「当 事者」と読み替えるものとする。

(進用)

第14条 第2条から第6条まで、第8条 **第15条** 第2条から第6条まで、第9条 から第10条まで及び第12条の規定は、 法第69条第1項の規定による処分に係 る意見の聴取に準用する。

事者及び参加人」とあるのは「当事 者」と読み替えるものとする。

(準用)

から第11条まで及び第13条の規定は、 法第10条の規定による処分に係る意見 の聴取に準用する。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

VVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVV vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

公共測量の終了

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規 定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を 終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 八 朗 \blacksquare

- 1 作業種類 基準点測量
- 作業期間

令和2年9月2日から令和3年1月29日まで

作業地域 富山県富山市有峰

公共測量の終了

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規 定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を 終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

令和2年6月15日から令和3年1月29日まで

3 作業地域

富山県富山市有峰

公共測量の終了

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基準点測量、路線測量(用地幅杭設置測量)

2 作業期間

令和2年7月1日から令和3年1月29日まで

3 作業地域

富山県中新川郡立山町芦峅寺

公共測量の終了

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基準点測量、現地測量

2 作業期間

令和2年6月8日から令和3年1月29日まで

3 作業地域

富山県中新川郡立山町芦峅寺

公共測量の終了

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基準点測量、現地測量、路線測量

2 作業期間

令和2年7月27日から令和3年1月29日まで

3 作業地域

富山県富山市有峰

公共測量の終了

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量 (用地測量)

2 作業期間

令和2年10月26日から令和3年1月29日まで

3 作業地域

富山県中新川郡立山町芦峅寺 地内

公共測量の終了

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(用地測量)

2 作業期間

令和2年10月26日から令和3年1月29日まで

3 作業地域

富山県富山市有峰字出原割から字真川谷割 地内

公共測量の終了

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(車載写真レーザ測量)

2 作業期間

令和2年8月11日から令和3年2月26日まで

3 作業地域

北陸地方整備局 管内(新潟県村上市から石川県加賀市)

富山県警察ネットワーク端末等設定業務委託に係る一般競争入札の実施

富山県警察ネットワーク端末等設定業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称及び数量 富山県警察ネットワーク端末等設定業務委託 一式
 - (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 委託期間

契約締結の日から令和4年1月29日まで

- (4) 委託業務の実施場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和2年富山県告示第159号)第1の規定に該当しない者であること。
 - (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

- (3) 富山県内に事業所を有する者であること。
- 3 入札に参加する者に求められる義務
 - (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める提出書類(以下「応 札仕様書等」という。)を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ 提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求めら れた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限 令和3年4月12日 午後5時15分

- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ 先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県警察本部警務部情報管理課企画係 電話 076-441-2211

(2) 入札説明書と仕様書の交付方法

令和3年3月26日から同年4月5日までの間(日曜日及び土曜日を除く。) の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場 所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限 令和3年4月19日 午前10時
- (4) 入札書の提出方法 直接持参又は郵便(郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着と

すること。)

- 5 開札の日時、場所等
 - (1) 開札日時 令和3年4月19日 午前10時
 - (2) 開札場所 〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県警察本部9階 901会議室
 - (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。ただし、

開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機

6 入札保証金に関する事項 免除とする。

関に届け出るものとする。

- 7 入札の無効に関する事項 次に掲げる入札は、無効とする。
 - (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
 - (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、受託に要する一切の費用を見積るものとする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額 を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業 者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び 入札説明書に示した業務を履行できると認めた者であって、予定価格の制限の 範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入 札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わ ない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関 係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
 - (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準 用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦 覧に供する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地 DCMカーマ高岡野村店 高岡市野村563番5
- 2 店舗を設置する者 DCM株式会社
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前) DCMカーマ株式会社 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地 代表 取締役 本田 桂三
 - (変更後) DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒 靖規
- 変更の日 令和3年3月1日 4
- 変更の理由 DCM株式会社がDCMカーマ株式会社を合併したため 5
- 届出の日 令和3年3月18日 6
- 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課 7
- 縦覧期間 令和3年3月26日から令和3年7月26日まで 8
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を 有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、 縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで きる。

- (1) 氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地 DCMカーマ富山大広田店 富山市中田二丁目10番20号
- 2 店舗を設置する者 DCM株式会社
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前) DCMカーマ株式会社 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地 代表 取締役 本田 桂三
 - (変更後) DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒 靖規
- 4 変更の日 令和3年3月1日
- 5 変更の理由 DCM株式会社がDCMカーマ株式会社を合併したため
- 6 届出の日 令和3年3月18日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 令和3年3月26日から令和3年7月26日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を

有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、 縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで きる。

- (1) 氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準 用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦 覧に供する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地 DCMカーマ富山本郷店 富山市本郷町字万年割160-1
- 店舗を設置する者 DCM株式会社 2
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前) DCMカーマ株式会社 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地 代表 取締役 本田 桂三

(変更後) DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒 靖規

- 変更の日 令和3年3月1日 4
- 変更の理由 DCM株式会社がDCMカーマ株式会社を合併したため 5
- 6 届出の日 令和3年3月18日
- 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課 7

- 8 縦覧期間 令和3年3月26日から令和3年7月26日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地 DCMカーマ富山問屋町店 富山市問屋町1丁目11番11号
- 2 店舗を設置する者 DCM株式会社
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前) DCMカーマ株式会社 愛知県刈谷市日高町三丁目 411番地 代表 取締役 本田 桂三
 - (変更後) DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒 靖規
- 4 変更の日 令和3年3月1日

- 変更の理由 DCM株式会社がDCMカーマ株式会社を合併したため 5
- 6 届出の日 令和3年3月18日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 縦覧期間 令和3年3月26日から令和3年7月26日まで 8
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を 有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、 縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで きる。

- (1) 氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1 項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定によ り次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和3年3月26日

富山県知事 新 Ħ \mathcal{N} 朗

- 1 店舗の名称及び所在地
 - ドラッグコスモス立山店 中新川郡立山町前沢字沼2202番1 ほか23筆
- 店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品 2
- 3 店舗において小売業を行う者 株式会社コスモス薬品
- 新設の日 令和3年11月1日 4
- 店舗面積の合計 1,494㎡ 5
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地北側1箇所/59台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物敷地西側1箇所/20台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北東側1箇所/36㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内北東側2箇所/11.09㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時及び午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 駐車場①/午前8時30分~午後10時
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所/敷地北側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設①/24時間
- 8 届出の日 令和3年3月18日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 令和3年3月26日から令和3年7月26日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号。以下「特例政令」

という。) 第6条の規定により公告する。

令和3年3月26日

富山県知事新 八 朗 田

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達物品等の名称及び数量 富山県警察ネットワーク端末等 130式
 - (2) 調達物品等の規格、機能、性能等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 令和3年8月6日及び同年8月20日
 - (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令 和2年富山県告示第 159号) 第1の規定に該当しない者であること。
 - (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則(昭和62年富 山県規則第17号) 第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載さ れている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に 係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和2年富山県告示第 159号) 第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- 3 入札に参加する者に求められる義務
 - (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札 説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類 等(以下「応札仕様書等」という。)を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書 の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求めら れた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限

令和3年5月6日 午後5時15分

- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ 先 (この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和3年3月26日から同年4月26日までの間(日曜日及び土曜日を除く。) の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場 所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 令和3年4月9日 午前10時

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部 9階 901会議室

- (4) 入札書の提出期限令和3年5月19日 午前10時
- (5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便(郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。)

- 5 開札の日時、場所等
 - (1) 開札日時

令和3年5月19日 午前10時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 研修室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、 開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機

関に届け出るものとする。

- 6 入札保証金に関する事項 免除とする。
- 7 入札の無効に関する事項 次に掲げる入札は、無効とする。
 - (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
 - (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札
- 8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び 入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限 の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入 札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わ ない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関 係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
 - (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。
- 10 その他
 - (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
 - (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

29

- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:

 Toyama Prefectural Police Network Client, 130 set
- (2) Your bid must be delivered not later than 10:00 a.m. on May 19, 2021
- (3) Contact point for notification:

Accounting Division, Police Administration Department

Toyama Prefectural Police Headquarters

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8570 Japan

Phonenumber: 076-441-2211

30

令和3年3月26日印刷発行

発 行 富

山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号 電話富山 076—444—3153番